

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

朝日町の大学生等を応援します

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的に厳しい環境におかれた大学生等に対して、給付金および特産物を支給し応援します。

▶支給内容

①給付金

対象者一人につき2万円

②特産物（※県外居住者のみ）

対象者一人につき米10キロ及びりんご10キロ

▶対象者

次の全てに該当する方。ただし、特産物については県外に居住している方のみ対象。

①学校教育に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校（4年次以上に限る。）及び専修学校、並びに大学校、各種専門学校及び予備校に在学している方

②平成14年4月1日以前に生まれた方

③申請者の保護者等が町内に住所を有する方

▶申請書類

町ホームページからダウンロードした申請書に、次の書類を添えて申請してください。

①学生証の写し（有効期限、学年、入学年月日等就

学が分かるもの）または在学証明書

②申請者本人確認の書類の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、年金手帳のいずれか1点）

③申請者名義の通帳の写し（通帳の1ページ目）

※詳細は、町ホームページをご覧ください。

（掲載ページQRコード）



▶申請方法 下記へ郵送で申請書を提出してください。

▶提出期限 10月15日（木）

▶提出先・問合せ先

〒990-1442 朝日町大字宮宿1115番地
政策推進課 総合政策係

☎67-2112 FAX 67-2117

法務省・法務局からのお知らせ

①土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失しても、土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。

<http://www.moj.go.jp/content/001323952.pdf>

②令和2年7月豪雨で被災された方々の自然災害に関連した人権問題（日常生活における困りごと・悩みごと）について、法務局で相談を受け付けています。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00051.html

▶詳細について

※特定非常災害特別措置法に基づき、法的支援が受けられる場合があります。詳細は下記ホームページからご確認ください。

①法務省ホームページ（令和2年7月豪雨に関する情報）
http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai191017_00001.html

②山形地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/yamagata/>

第41回朝日町産業まつり中止のお知らせ

例年11月に開催している「朝日町産業まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とすることに決定いたしましたのでお知らせいたします。ご理解賜りますようお願いいたします。

▶問合せ先

朝日町産業まつり運営委員会事務局
(総合産業課内)
☎67-2113

町民の皆さんへ「朝日町地域商品券」を配布します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、町民の生活支援及び町内商店等における消費喚起を目的に、全町民に対して1人あたり5,000円分の地域商品券を発行します。10月上旬から、順次、各世帯主宛に世帯全員分を簡易書留で郵送します。受け取りには印鑑またはサインが必要です。

▶内容

1人あたり5,000円分の地域商品券
(500円券×10枚)

※有効期限は、令和3年2月28日。

※おつりは出ません。

▶配布対象者

令和2年8月11日(基準日)現在で住民基本台帳に登録されている方

※基準日から令和3年2月26日までの間に出生・転入の届け出があった方も対象となります。

※基準日から発送までに死亡または転出された方は対象外です。

※使用期間内に転出・転入の異動が複数回あった場合でも、1人1冊のみの発行とします。

▶取扱店舗 町内の取扱店舗

※取扱店一覧は、商品券に同封しますのでご確認ください。なお、取扱店の店頭にはポスターが掲示される予定です。

※現在、商品券の取扱店舗を幅広く募集しています。(9月18日締切)

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113

「果樹産地再生支援対策事業」を実施します

7月の豪雨災害により被害を受けた樹園地の、再整備に向けた取組を支援するため果樹産地再生支援対策が実施されることとなりましたので事業活用をお考えの方は農林振興課までご相談ください。

▶事業内容

①樹体保護

被災園地における泥が付着した被害樹の洗浄や、樹勢を回復するための摘果・せん定等への補助

②病害の蔓延防止

罹病した枝の除去や地域ぐるみでの薬剤散布へ補助

③収穫物の運搬支援

被害により通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地での運搬補助機械のレンタル及び作業員雇用に係る賃金等への補助

④改植・新植

被災園地等での改植・新植に対する補助。未収益支援事業も補助

⑤早期成園化等の取組

大苗の育成、代替地での営農等への補助

※その他の取組については農林振興課まで相談ください。

▶補助率 農林振興課へ相談ください。

▶申込期限 9月30日(水)

※事業の申込みは、農林振興課までご相談ください。

▶問合せ先

農林振興課 農林振興係
☎67-2114

令和2年7月28日の豪雨災害に係る各種支援を行います

住家や住家以外の建物への被害、敷地内の土砂流入に遭われた方々に対して、支援金や見舞金を支給します。それぞれ申請方法または支給方法が異なりますので、ご注意ください。

「豪雨災害住家等被災者緊急支援金」の交付

床上浸水や敷地内への土砂流入などによる住家等への被害があり、日常生活に支障があった被災者に対して支援金を交付します。

▶交付対象者

- ①豪雨災害時に被災した住家に床上浸水の被害があった方。
ただし、豪雨災害時に居住していた住家とする。
- ②土砂流入により住家等の被害及び排除等の作業が必要とされる方。
ただし、豪雨災害時に居住していた住家または使用していた小屋等とします。

▶交付額

- ①全壊、半壊、床上浸水
30万円
 - ②土砂流入（崩落を含む）による住家等被害
15万円
 - ③敷地内土砂流入のみ
5万円
- ※ただし、住家等への被害が同一敷地内で住家と小屋等の両方に及ぶときであっても、最高の支援金の交付額は30万円を超えないものとします。

▶申請書類

- ①豪雨災害住家被災者緊急支援金申請書
※申請書様式は町ホームページ、もしくは担当課で取得できます。
- ②被災状況がわかる写真
- ③振込口座の通帳の写し
- ④町長が必要と認める書類

▶申請受付期間

9月24日（木）～10月30日（金）

「建物災害見舞金」の支給

住宅への床上浸水や床下浸水の被害、住宅以外の建物（小屋など）に損壊被害があった場合に、見舞金を支給します。

▶支給対象者

町で住家等の床上浸水や床下浸水の被害調査を行った方。

▶支給額

- ①住宅
 - 全壊 8万円
 - 半壊 4万円
 - 床上浸水 2万円
 - 床下浸水 1万円
- ②住宅以外の建物
 - 全壊 4万円
 - 半壊 2万円

▶支給方法

口座振込方式にて支給します。
10月上旬に担当課で被害把握した方へ支給決定書と振込口座確認書をお送りしますので、支給内容の確認や確認書の記入をお願いします。

「山形県からの災害義援金」の支給

半壊や床上・床下浸水など住宅への被害があった方に対して、山形県に寄せられた災害義援金を支給します。なお、義援金の支給方法については、町から支給する建物災害見舞金と合算した金額を口座に振込みます。

▶申請・問合せ先

総務課 危機管理係
☎67-2111

令和2年7月山形県豪雨災害義援金へのご協力をお願いします

県内を襲った豪雨等で被災された方々への支援を目的に、義援金の募集を行っています。皆さまからのご協力をよろしくお願いします。

▶募集期間 8月5日（水）～12月28日（月）

▶問合せ先

朝日町共同募金委員会事務局（町社会福祉協議会内）
☎67-2465

町立図書館の開館時間が平常通りとなります

新型コロナウイルス感染症拡大により短縮となっていた開館時間が9月1日から平常となっています。

なお、サービスについては、一部利用制限を継続しているところがありますので、ご了承ください。

▶開館時間

火～土曜日 午前9時～午後7時

日・祝祭日 午前9時～午後5時

※月曜日は休館日となります。

▶利用可能なサービス

本の貸出・返却のみ

▶問合せ先

町立図書館 ☎67-2118

町民バレーボール大会 中止のお知らせ

10月25日（日）に予定していた町民バレーボール大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

▶問合せ先

町バレーボール協会事務局 阿部 祐子（緑町）

☎090-4553-0330

「令和2年7月豪雨災害」被災者向け無料電話法律相談延長のご案内

県内での豪雨による被害を踏まえ、山形県弁護士会では7月31日から被災者向け無料電話法律相談を実施していますが、8月末日までとしていた実施期間を10月30日まで延長することとしました。ぜひご相談ください。

▶相談ダイヤル

日本弁護士連合会 無料電話法律相談ダイヤル

☎0120-254-994

受付時間：平日 午前11時～午後3時

実施期間：10月30日（金）

山形県弁護士会

「令和2年7月豪雨災害」被災者向け無料法律相談

☎023-635-3648

受付時間：平日 午前9時～午後5時

実施期間：10月30日（金）

備考：受付後、相談担当者から折り返し連絡をしての相談となります。（コールバック方式）

日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記に問い合わせください。

▶被災者専用フリーダイヤル

☎0120-078309

受付時間：平日 午前9時～午後9時

土曜日 午前9時～午後5時

（日曜日・祝日・年末年始を除く）